

# インターネット上の違法・有害情報を巡る米国の動向

---

2021年3月17日



株式会社三菱総合研究所  
デジタル・イノベーション本部

# 目次

1. 米国における通信品位法230条の概要	2
2. 米国における通信品位法230条の最近の動向	3
【参考】 オンラインの検閲の防止に係る大統領令概要	4
【参考】 オンラインの検閲の防止に係る大統領令	5
【参考】 オンラインの検閲の防止に係る大統領令への主要プラットフォームへの反応	6
【参考】 司法省による通信品位法第230条改革に関する勧告概要	7
【参考】 FCCにおける通信品位法第230条改正に関する動向	8
【参考】 米国議会における公聴会 概要	9
【参考】 米国議会における公聴会 プラットフォーム事業者の主張	10
【参考】 改正法案（SAFE TECH法案）の提出	11
3. 米国における通信品位法230条の最近の動向	12
4. Twitterにおけるトランプ大統領のアカウントへの対応	13
5. Facebook・Instagramによるトランプ大統領のアカウントへの対応	14
【参考】 独・メルケル首相の見解	15
【参考】 仏・閣僚の見解	16
【参考】 欧州委員会の見解	17
【参考】 Twitterの対応に関するCEOコメント	18
6. アマゾン・グーグル・アップルによるParler(パーラー)への対応	19

# 1. 米国における通信品位法230条の概要

- 通信品位法(1996年)第230条(c) により、プロバイダ(SNS等のプラットフォームサービス及びISP)は、
  - ① 第三者が発信する情報について原則として責任を負わず、また、
  - ② 有害なコンテンツに対する削除等の対応(アクセスを制限するため誠実かつ任意にとった措置)に関し、責任を問われない。

## 【参考：通信品位法230条(c)】

- (c) 不快感を与える素材の「良きサマリヤ人」によるブロック及び識別に対する保護－
- (1) 発行者又は代弁者としての取扱い－双方向コンピュータ・サービスのいかなる提供者又は利用者をも、別の情報コンテンツ提供者が提供する情報の発行者又は代弁者として扱ってはならない。
  - (2) 民事責任－いかなる双方向コンピュータ・サービスの提供者又は利用者も、次の事項を理由として責任があるとみなしてはならない。
    - (A) 当該提供者又は利用者がわいせつな、淫らな、好色な、卑猥な、過度に暴力的な、困惑させるようなその他の好ましくないと判断した素材が憲法上保護されているかどうかにかかわらず、当該素材へのアクセス又はその利用可能性を制限するために誠実に、かつ、任意に取った措置。

## <米国裁判所における伝統的解釈>

- 言論の自由を重視する立場から、プロバイダには広範な免責が認められてきた（情報コンテンツの開発・掲載・削除への関与、通知に遅滞なく対応する責任、等）。
  - － 情報・コンテンツを選択・編集してメーリングリストやウェブサイトで配布した例、サイトの登録フォームを利用した成りすまし投稿、人身売買広告やテロリストによる投稿の掲載、運営会社の裁量による削除、についていずれも運営者が免責された。
  - － 違法な投稿の削除が遅れたこと（違法と知りながら配布した状況があった）場合について、常に即時対応を求めることは事業者の負担が大きいとして免責された。

## 2. 米国における通信品位法230条の最近の動向

### 共和党の立場と動向

- プラットフォーム事業者の政治的偏向や、政治的発言に対する検閲に懸念。
- 2020年5月28日、トランプ大統領は、「プラットフォームによるオンラインの検閲の防止に係る大統領令」に署名。オンライン上の言論の自由を確保するため、プラットフォームによる、恣意的なユーザ投稿の削除等を限定する方向の規制の提案や明確化(例：ユーザー投稿削除の際のプラットフォームの透明性や説明責任の担保等。政治的発言の検閲を免責対象から除外する枠組みの制定)を連邦通信委員会(FCC)に要請するよう、国家電気通信情報庁(NTIA)に指示。

### 民主党の立場と動向

- テクノロジー企業のモデレーションの欠如と、フェイクニュースや違法有害コンテンツの発信・拡散に対して通信品位法第230条が提供する広範な免責規定について懸念。
- バイデン大統領から次席補佐官に任命されているブルース・リード氏らは、とくにオンラインで子供を傷つけるコンテンツに関連する同条の改正を求めている。その他、上院・下院それぞれにおいて民主党議員による同条の改正法案が提出されている。

#### 【参考：司法省による勧告】

- ・ 2020年6月17日、大統領命令を受けて、司法省はプラットフォームに対する違法コンテンツへの適切な対応の推進、通信品位法第230条の「善意(good faith)」の定義を明確化等を勧告。

#### 【参考：FCCの動き】

- ・ 2020年10月15日、トランプ政権が要請する通信品位法第230条による免責制限について検討する規則制定手続きを開始することを発表。しかしその後、2021年1月8日、FCCがトランプの選挙敗北を受けて方針を変更し、230条を明確化する意向は無いと表明。

#### 【参考：その他】

- ・ 民主党・共和党上院議員を共同提案者とし、2020年6月24日に、PFに説明責任等を求める「PACT法案」を提出。

## 【参考】 オンラインの検閲の防止に係る大統領令概要

- 2020年5月28日、トランプ大統領は、「[プラットフォームによる]オンラインの検閲の防止に係る大統領令」(Executive Order on Preventing Online Censorship)に署名。
- オンライン上の言論の自由を確保するため、プラットフォームによる、恣意的なユーザー投稿の削除等を限定する方向の規制の提案や明確化を行うよう、関係機関に求めるもの(例：ユーザー投稿削除の際のプラットフォームの透明性や説明責任の担保等)。

### <司法省による勧告>

- ・ 言論の自由は民主主義の根幹であり、インターネット上の言論も同様に保護されるべき。
- ・ 他方で、プラットフォームは明確な根拠や事前の通知等もなく言論を選択的に検閲しており、米国の言論を阻害。(都合の悪い投稿を恣意的に削除等しているのではないかとの指摘あり)
- ・ そのため、プラットフォームに透明性・説明責任を求め、言論の自由の確保等のための基準・ツールを奨励。
- ・ 関係機関(連邦通信委員会)は、上記選択的検閲等の防止の為、プラットフォームによるユーザー投稿の削除等に係る民事上の免責規定(※)の適用要件の明確化等を行うこと。

#### ※ 米国通信品位法第230条(c)(2)(A)

米通信品位法第230条(c)(2) 双方向コンピュータ・サービス (SNS等) の提供者又は利用者は、以下の事項について責任を負わない。(A)：提供者又は利用者が、わいせつ、不潔、過度に暴力的、嫌がらせ、その他異議が申し立てられる可能性があると考えるコンテンツについて、それが憲法で保護されているかどうかに関わらず、そのコンテンツへのアクセス又は利用可能性を制限するために誠実かつ自発的に行った行為。

#### <参考：本件経緯>

2020年5月26日、トランプ大統領が、米国加州の郵便投票導入に対して、不正の温床となりうる等の批判的なツイートをしたところ、Twitter社は同投稿が誤解を招くものとし、利用者は事実関係を確認するようとの注釈を付与。  
同月27日に、トランプ大統領は、同社の対応は検閲と選挙への干渉であり、必要な対応を取る旨を表明。



(5/26 トランプ大統領のツイート)

# 【参考】 オンラインの検閲の防止に係る大統領令

## 第1項 政策

- 国家として、全ての米国人が意見を持ち、また持つべきである今日のデジタル通信環境において、多様な視点を醸成し、保護しなければならない。我々はオンラインプラットフォームに透明性と説明責任を求め、米国の言論と表現の自由の完全性と開放性を保護し、維持するための基準とツールを奨励しなければならない。

## 第2項 オンライン監視からの保護

- 通信品位法第230条 c 項に規定される双方向コンピューターサービスプロバイダーに対する免責規定を明確化する必要がある。
- 本命令発出から 60 日以内に、商務長官は、司法長官と協議の上、国家電気通信情報庁を通じて、連邦通信委員会(FCC)に規則制定のための請願書を提出し、FCC が明確化するための規則を迅速に提案することを要請する。

## 第3項 言論の自由を制限するオンライン・プラットフォームへの資金提供から連邦納税者を保護

- 連邦行政機関の長はオンライン・プラットフォームに支払われた広告及びマーケティングへの連邦政府の支出を検証し、本命令発出から30日以内に、その調査結果を行政管理予算局長に報告する。
- 司法省は、オンライン・プラットフォームが問題のある政府の言論手段であるかどうかを評価しなければならない。

## 第4項 不公正又は欺瞞的な行為や慣行に対する連邦政府の審査

- 連邦取引委員会は、米国法典第15章第45節に基づき、商取引、商取引に影響を与える不公正又は欺瞞的な行為又は慣行を禁止するための措置を取ることを検討する。
- このような不正又は欺瞞的な行為又は慣行には、通信品位法第230条の対象となる事業者による事前の公表内容と異なる方法による言論の制限が含まれる。

## 第5項 不当又は欺瞞的な行為又は慣行及び反差別法に関する州の審査

- 司法長官は、オンライン・プラットフォームが不当又は欺瞞的な行為又は慣行に従事することを禁止する州法の施行の可能性に関する作業部会を設置する。

## 第6項 立法

- 司法長官は、本命令の政策目標を推進するために有用となる連邦法案を作成しなければならない。

## 【参考】オンラインの検閲の防止に係る大統領令への主要プラットフォーマーの反応



<https://forbesjapan.com/articles/detail/33609>

### 2020/5/27 ツイッター社のジャック・ドーシーCEO投稿

(Twitter上の事実確認マークの目的は)相反する意見をつなぎ合わせ、提示されている情報に異論があることを示すことで、人々がそれぞれ判断を下せるようにすること。

### 5/29 ツイッター社の公式声明

米国の革新と表現の自由を保護し、民主主義の価値によって支えられている通信品位法第230条を一方向的に侵害する試みは、オンライン上の表現とインターネットの自由の未来を脅かしている。

### 5/28 フェイスブック社のマーク・ザッカーバーグCEO発言

政治的発言は民主主義の最も繊細な部分であり、人々は政治家の発言を聞けるようにすべきであり、ソーシャルメディアが政治家の投稿の事実確認を行うべきではない。

### 5/29 フェイスブック社の公式声明

通信品位法第230条の廃止・制限により、オンライン上の言論の自由を推進するどころか、より制約される状況につながることとなるだろう。



<https://jp.reuters.com/article/facebook-trump-employee-criticism-idJPKBN2382ZX>

# 【参考】 司法省による通信品位法第230条改革に関する勧告概要

- 2020年6月17日、司法省は、近年の飛躍的な技術革新と広範な法的解釈の組み合わせにより、プラットフォームは、プラットフォーム上のコンテンツから生ずる損害について責任を負わず、又、第三者のコンテンツを検閲する事実上の自由な裁量があったと指摘。
- その上で、司法省は、以下の4つの観点からの通信品位法第230条改正が必要と勧告。

## ※ 米国通信品位法第230条(c)(2)(A)

米通信品位法第230条(c)(2) 双方向コンピュータ・サービス(SNS等)の提供者又は利用者は、以下の事項について責任を負わない。(A):提供者又は利用者が、わいせつ、不潔、過度に暴力的、嫌がらせ、その他異議が申し立てられる可能性があると考えるコンテンツについて、それが憲法で保護されているかどうかに関わらず、そのコンテンツへのアクセス又は利用可能性を制限するために、誠実(in good faith)かつ自発的に行った行為。

## <勧告概要>

### (1) プラットフォームに対する違法コンテンツへの適切な対応の推進

プラットフォームには、名誉毀損の申し立てに対する通信品位法第230条の免責を維持しつつも、違法コンテンツに対する適切な対処を求めるべき。具体的には、連邦刑事法違反のコンテンツを故意に助長又は推奨する、あるいは故意に見過ごす行為は免責対象外とされるべき。又、プラットフォームが連邦刑事法に違反するコンテンツであると知りながら、合理的な期間内に対応をしなかった場合、あるいはコンテンツが違法であるという判決を受けながら適切な対応をしなかった場合には免責対象外とされるべきである。

### (2) オープンな言論と透明性の向上

オンライン上での言論の自由を促進し、プラットフォームとユーザーとの間の透明性を高めるために、通信品位法第230条の「又は他の好ましくない(otherwise objectionable)」を「違法」と「テロリズムを促進する」に置き換え、また「善意(good faith)」の定義を明確化し、法本来の目的を達成すべき。具体的かつ平易で、公的な表現とも整合性ある利用規約に基づくコンテンツ監視・削除等の場合に限り、免責すべきである。

### (3) 連邦政府の民事的措置の免責対象からの除外

連邦政府による民事的措置を通信品位法第230条の免責の対象外とすべき。連邦政府による民事的措置が、刑事的措置を補完する重要な要素であるため。

### (4) 競争の促進

反トラスト法が、通信品位法第230条の免責条項の対象外であること、及び、同法のスコープの対象外であること明確にすべき。これは、少数のプラットフォームが反トラスト法的行為の責任を免れるために、競争の促進と維持を目的とした反トラスト法の適用を阻害するためのツールとして同法が援用されないようにするため。

## 【参考】 FCCにおける通信品位法第230条改正に関する動向

- FCCのアジト・パイ委員長は、10月15日、トランプ政権が要請する通信品位法第230条による免責制限について検討する規則制定手続きを開始することを発表。トランプ政権やその他の保守派は、以前より、ソーシャルメディアが同条項を使って保守派の意見を抑圧していると主張。パイ委員長は、今回の手続開始発表にあたり、同条のこれまでの適用範囲の解釈が広すぎたとの考えを示し、そのためにソーシャルメディア企業が同条と何の根拠もない状況でも消費者保護法の適用を免れるケースもあったとしている。
- ただし、FCCが同条の解釈に法的権限を持つという点について、ウォール・ストリート・ジャーナルによると、FCCで過半数を占める共和党委員3人のうち1人から懐疑的な見方が出ており、2人の民主党委員も賛成する可能性は低いいため、FCCで同条に関する規則制定手続きを推進できるかどうかは未知数であり、大統領選の結果が大きく影響する可能性があるという。
- 多くの大手インターネット関連企業が参加するインターネット協会(IA)も、FCCに対し、オンライン・プラットフォームのコンテンツに対する裁量権を制限する規則改正を行う権限があるのか疑問を呈する声明を発表。
- 他方、パイ委員長は、FCCが同条の規則改正を行う権限を有するという顧問弁護士の見解(通信品位法は通信法の一部であり、FCCは通信法全体を所管するから、という理由)を示している。
- 2021年1月8日、FCCがトランプ氏の選挙敗北を受けて方針を変更し、230条を明確化する意向は無いと表明。
- なお、2020年10月以降、規則改正についてFCCからの公表事項はない。

参考：

<https://www.wsj.com/articles/fcc-to-review-liability-shield-for-internet-platforms-11602794817>

<https://www.fcc.gov/document/chairman-pai-statement-section-230>

<https://www.fcc.gov/news-events/blog/2020/10/21/fccs-authority-interpret-section-230-communications-act>

<https://reason.com/2021/01/08/fcc-wont-fulfill-trump-order-for-regulations-to-clarify-section-230/>

## 【参考】 米国議会における公聴会 概要

- FacebookとTwitterが、「民主党大統領候補であるジョー・バイデン前副大統領の息子が、バイデン候補とウクライナのビジネスマンの会談を取り持った」という根拠の明らかでないニューヨーク・ポストの記事の共有を制限したこと等を受けて、上院商業委員会は、2020年10月28日、通信品位法第230条に関する公聴会を開催。Facebook・Twitter・GoogleのCEOが参加。2020年11月17日には、FacebookとTwitterが上院司法委員会の公聴会に参加。

### 共和党の主張

- オンライン・プラットフォームが政治的に偏向しており、ソーシャルメディア上で保守派の意見が抑圧されている。
- ソーシャルメディア企業が保守派の政治的言論を体系的に制限している。
- 削除コンテンツが多いことについて懸念を示し、オンライン・プラットフォームのコンテンツ管理に法的免責を与える第230条の改正が必要。

### 民主党の主張

- 「共和党は、オンライン・プラットフォームをトランプ大統領に有利な形にするために、大統領選直前に公聴会を開いた」と共和党を批判。
- 選挙への干渉や虚偽情報、ヘイトスピーチや過激派の投稿などに対して十分な対策を取っていないという観点から、ソーシャルメディアを批判。
- 削除が不十分であることについて懸念を示し、オンライン・プラットフォームのコンテンツ管理に法的免責を与える第230条の改正が必要。

### プラットフォーム事業者の主張

- 言論の自由を守る一方でヘイトスピーチや虚偽情報の拡散を防ぐためのバランスの取れたポリシーを運用。
- 大統領選投票日に向け、ソーシャルメディア各社は、有権者を動揺させたり選挙を混乱させる可能性のある誤情報に対する警戒を強め、新型コロナウイルス関連の虚偽情報や、選挙プロセスへの信頼を損なう投稿に対し積極的な行動をとっている。
- 通信品位法第230条について、免責範囲の制限は慎重に行う必要がある。

## 【参考】 米国議会における公聴会 プラットフォーム事業者の主張

- 上院商業委員会は、2020年10月28日、通信品位法第230条に関する公聴会を開催。Facebook・Twitter・GoogleのCEOが参加。

### Facebook（マーク・ザッカーバーグCEO）



- 通信品位法230条は、フェイスブック数10億人のユーザーが自由に自分を表現しつつ、ユーザーを有害なコンテンツから保護するための「基礎法」。
- 同条がなければ、プラットフォームは人々が言うすべてのことに対して責任を問われる可能性があり、法的リスクを回避するために、より多くのコンテンツを検閲する可能性がある。
- しかし、同時に、同法の改正についての協力も約束。人々は、有害コンテンツ、とくに違法行為に対するプラットフォームの責任の有無や、削除に関する公正・透明性について知りたがっている。

### Google（スティーブ・ピチャイCEO）



- 創業以来、表現の自由に深く取り組んでおり、人々を有害なコンテンツから保護し、その方法について透明性を保つ責任も感じていると主張し、政治的偏見なしに取り組んでいる。

### Twitter（ジャック・ドーシーCEO）



- 通信品位法第230条を侵食すると、インターネット上でのコミュニケーション方法が崩壊する可能性があるという警告。コンテンツ管理の問題に対処するための規制に関しては、慎重に検討し、抑制してほしい。

## 【参考】 改正法案(SAFE TECH法案)の提出

- 民主党の上院議員3名(マーク・ワーナー、メイジー・ヒロノ、エイミー・クロブチャール)は、通信品位法230条の免責を制限し、言論表現の自由への影響に配慮しつつ、ユーザが投稿したコンテンツが被害をもたらした場合の事業者の説明責任を強化する法案(※)を2021年2月5日に提出した。

※ 「Safeguarding Against Fraud, Exploitation, Threats, Extremism and Consumer Harms (SAFE TECH) Act」が正式名称。CDA230条の改正法案は他にも複数あるが、最も直近に提出された法案。

### 改正のポイント

- **投稿が被害をもたらした場合の、企業の説明責任を強化**
  - 免責の対象を、「情報(information)」→「言論(speech)」に限定
  - 広告・有料コンテンツ(=他者から対価を受け取っている場合)は免責の対象外
  - 「回復不能な損害をもたらす可能性のある場合」のコンテンツ差し止め請求については、免責の対象外(⇒差し止め請求や命令を妨げない)
- **他の法律との関係をより明確化**
  - 連邦及び州の公民権法、独禁法、ストーカー行為・ハラスメント・脅迫法、国際人権法、及び不法死訴訟、についてはそれぞれ影響がないことを明記(⇒それぞれの法令の執行や訴訟提起を妨げない)
  - 海外での被害(例：ロヒンギャ虐殺)についても米国での訴訟が可能になる

### 主な賛成表明

- 「情報」から「言論」に絞り込むことで、オンライン上でのすべての悪質な行為(例：違法な銃の販売、詐欺、サイバーストーカー、ハラスメント、暴力的過激派、など)が免責対象から外れる
- 多くの公民権運動団体から、これまで反差別に関する差止請求・命令、訴訟等の障害になっていたCDA230条が改正されることを歓迎するコメントが出された

### 主な懸念表明

- 善意の法改正であっても、言論表現の委縮への影響(ホスティング、クラウドストレージ、有料電子メールサービスなども含めたオーバーブッキング等)が懸念される
- アルゴリズムの役割・責任が明確化されていない
- 小規模事業者にとっては、免責対象が狭められることで、収益や資金繰りに影響が出る可能性

### 3. トランプ大統領のアカウント停止等の動向について

- 2021年1月6日、大統領選挙結果を巡り、トランプ大統領（当時）の支持者らが米連邦議会議事堂を襲撃する事件が発生。
- これを受けて、プラットフォーム事業者各社は、**トランプ大統領の行為が暴動を煽ったとして、関連アカウントの凍結や、トランプ大統領の支持者が利用するアプリの利用停止**などの措置を取った。

#### トランプ大統領のアカウントに対するソーシャルメディア等各社の対応

Twitter	関連ツイート削除要求、一時凍結、解除後に永久凍結
Facebook/Instagram	24時間投稿禁止後、無期限凍結（少なくとも政権移行まで）
YouTube	暴動関連投稿動画を削除
Snapchat	一時停止から無期限停止
Shopify (ECサイト)	削除
Stripe (オンライン決済)	サービス停止

#### Parlerへの対応

Amazon (AWS)	クラウドサービスの提供停止
Google (Google Play)	アプリストアから削除
Apple (AppStore)	アプリストアから削除

## 4. Twitterにおけるトランプ大統領のアカウントへの対応

### Twitterの対応

- 2021年1月6日、Twitter社は、トランプ大統領のアカウントに対し、大統領選挙について虚偽の主張を繰り返しつつ支持者に「家に帰る」よう促したり「あなたたちを愛している」と述べた動画を含む、3つのツイートの削除を要求。削除されない場合や更なる規約違反があれば永久に凍結すると発表。トランプ大統領のアカウントは該当ツイートの削除に応じ、Twitter社は削除後12時間アカウントを一時的に停止。
- 1月7日、アカウントが回復され、トランプ大統領は投稿を再開し、敗北宣言動画を投稿。
- 1月8日、トランプ大統領が就任式への欠席などをツイート。これらのツイートを受けて、Twitter社は、さらなる暴力につながる危険がある(※1)とし、アカウントを永久凍結したことを発表。(※1)

(※1) ツイッターの公式ブログによる声明：

[https://blog.twitter.com/en\\_us/topics/company/2020/suspension.html](https://blog.twitter.com/en_us/topics/company/2020/suspension.html)

【参考】「暴力の賛美に関するポリシー」

<https://help.twitter.com/ja/rules-and-policies/glorification-of-violence>

### 参考：「Twitterがトランプ氏と盟友のアカウントを凍結した週に誤情報が激減」（ワシントンポスト紙、1月17日）

Zignal Labs（メディアやSNSにおける情報流通に関する調査会社）の調査により、以下が示された。

- TwitterがDonald Trump大統領のアカウントを永久停止してから1週間（1月9日～15日）で、Twitterを含む複数のSNSにおいて、選挙の不正に言及した投稿の数が250万件から68万8000件へ73%減少した。
- 同じ期間に、米連邦議会議事堂への襲撃に関するハッシュタグとスローガンの数が、Facebook、Instagram、Twitter、およびその他のSNSプラットフォームにおいて大幅に（95%以上）減少した。
- 高名なインフルエンサー、著名なフォロワー、トランプ氏自身で構成される強力で統合された偽情報エコシステムが大きな役割を果たしている

誤情報の研究者は「重要なことは、プラットフォームからの排除は、特に先週行われたような大規模な排除の場合、新たなオーディエンスにリーチするための勢いと能力を急速に衰えさせることである」「他方、誤情報の拡散に既に関わっている人々の考えを硬化させてしまう性質もある」とコメントした。

<https://www.washingtonpost.com/technology/2021/01/16/misinformation-trump-twitter/>

## 5. Facebook・Instagramによるトランプ大統領のアカウントへの対応

### Facebook・Instagramの対応

- 2021年1月6日、連邦議会議事堂占拠を受け、Facebook社は、トランプ大統領の投稿について暴力のリスクを助長すると判断し、規約違反を理由として、トランプ大統領のアカウントを24時間にわたって投稿禁止としたほか、規約違反に該当する動画を削除。その後、7日には、FacebookとInstagramにおけるアカウントの凍結措置を無期限に延長することとし、少なくとも政権移行が平和裏に完了するまでの2週間はこの措置を継続すると発表した。(※1)
- Facebook社は、1月21日、コンテンツについてポリシーの検討を行う新たに設立された外部組織（監督委員会）が、トランプ前大統領のアカウント停止に対して再審議を行うことを決定。(※2)
- 監督委員会は1月29日よりパブリックコメントの募集を開始しており、決定は90日以内に行われる予定。Facebookによる問題提起は以下のとおり。(※3)
  - Facebookの価値観、特に「言論」と「安全」への取り組みを考慮して、ドナルド・J・トランプ氏によるFacebookおよびInstagramへのコンテンツの投稿を無期限で禁止した、2021年1月7日の決定は正しく行われたものだったか。
  - Facebookは併せて、ユーザーが政治的指導者である場合の利用停止措置に関する委員会の見解または提言も求めた。

(※1) マークザッカーバーグCEOの自身のFacebookへの投稿

<https://www.facebook.com/zuck/posts/10112681480907401>

(※2) 監督委員会の声明

<https://www.oversightboard.com/news/236821561313092-oversight-board-accepts-case-on-former-us-president-trump-s-indefinite-suspension-from-facebook-and-instagram/>

(※3) パブリックコメント募集に関する監督委員会の告知

<https://oversightboard.com/news/175638774325447-announcing-the-oversight-board-s-next-cases/>

## 【参考】 独・メルケル首相の見解

### メルケル独首相発言

#### 「トランプ氏追放は「問題」 独首相、ツイッターに苦言」（2021年1月11日 時事通信(AFP時事))

ドイツのメルケル首相は、短文投稿サイトの米ツイッターが自社サービスからトランプ米大統領を永久追放したことについて、表現の自由を制限するのは立法者のみであるべきだとして「問題だ」と苦言を呈した。ザイベルト政府報道官が11日の定例会見で、メルケル氏の見解を明らかにした。

ザイベルト氏は「表現の自由は基本的人権として非常に重要だ。制限は可能だが、立法者が条件を決定すべきで、SNS（交流サイト）運営会社の経営陣の決定に従って決めるべきではない」と述べた。

#### 参考：記者会見全文（質問は省略）

連邦政府は、（適切でないコンテンツへの対応については）原則としてソーシャルネットワークの運営者が大きな責任を負うと確信している。彼らは、政治的なコミュニケーションが憎しみや嘘、暴力への扇動によって毒されないようにするために、大きな責任を負っている。また、これらのカテゴリに該当するコンテンツがあるチャンネルに投稿されている場合には、そのコンテンツを傍観しないのが正しい。だからこそ、ここ数週間、数ヶ月のコメント投稿やその他の行為については、いわばそうした対応が正しいのである。

表現の自由は、重要な基本的権利である。この基本的な権利については、ソーシャルメディアプラットフォームの管理者の決定に従ってではなく、法律に沿って、立法者によって定義された枠組みの中で、干渉しうる。このような観点から、メルケル首相は、米大統領のアカウントが永久にブロックされたことは問題であると考えている。

ご存知の通り、ドイツには2017年から施行されているネットワーク施行法がある。この法律は、ソーシャルネットワーク上のコミュニケーションが動くためのわかりやすい枠組みを設定しなければならないのは立法者であるという考えそのものを表現している。

企業経営者の判断で大統領のアカウントを完全にブロックすることは問題があると述べた。もちろん、問題になっているのは－根本的に問題になっているのは－嘘や歪曲、暴力を助長するようなツイートや投稿が大量に存在していることだ。だからこそ、このバランス感覚が常に問われているのである。しかし、そのための枠組みを国家、つまり立法者が設定するのは正しいことだ。

<https://www.bundesregierung.de/breg-de/aktuelles/regierungspressekonferenz-vom-11-januar-2021-1835796>

## 【参考】 仏・閣僚の見解

### フランス・閣僚の見解

フランスのルメール経済・財務相は11日、ラジオで、トランプ氏の「嘘」を非難する一方で、「巨大IT企業に対する規制は、業界の寡占企業が自分で行うことではない」と発言。Twitter上で発信される偽情報や扇動発言には、国や裁判所が対応すべきだと主張した。同氏は以前「ビッグテックは民主主義に対する脅威の一つだ」とも述べていた。

また、欧州連合(EU)担当のクレマン・ボーン下級大臣は、「民間企業がこのような重要な決定を下すのを見てショックを受けている」「これはCEOではなく、市民が決めるべきことだ」と述べた。

<https://www.politico.eu/article/angela-merkel-european-leaders-question-twitter-donald-trump-ban/>

<https://www.bloomberg.com/news/articles/2021-01-11/merkel-sees-closing-trump-s-social-media-accounts-problematic>

<https://fortune.com/2021/01/11/problematic-twitter-merkel-france-trump/>

<https://www.itmedia.co.jp/news/articles/2101/13/news047.html>

## 【参考】 欧州委員会の見解

### 欧州委員会の見解

欧州委員会の域内市場担当委員で、大手テック企業の規制に向けた欧州の取り組みのキーマンであるティエリー・ブルトンは、政治ニュースサイトのPoliticoに寄稿した論説のなかで「チェック・アンド・バランスが何も働かないところで、CEO(最高経営責任者)がPOTUS(米大統領)の拡声器の栓を引き抜けるという状況には当惑を禁じ得ない」と記している。(※1)

フォン・デア・ライエン委員長はダボス会議にて、Twitterの決定を「表現の自由に対する深刻な干渉」だとし、「こうした広範囲にわたる決定のための法律の枠組みを構築するために、米国と海外の規制当局が協力して取り組むべきだ」「デジタル経済のルールブックを一緒に作りたい」と述べた。(※2)

ベスタエアー上級副委員長(欧州デジタル化対応総括、競争政策担当)はPoliticoのインタビューに対し、「フェイスブックやツイッターのような企業が、キャピトルヒルの暴動を受けて、ドナルド・トランプ元米大統領をグローバルプラットフォームからブロックしたのは正しかった」「デジタルサービス法(DSA)は、これらの民間企業がトランプ前大統領のオンライン投稿をブロックする前に介入していただろう」「ポイントは、DSAの下では投稿をブロックする前にユーザとの対話、通知、説明が行われたはずであること」「こうしたプラットフォームの決定の透明性を高めたいと考えている」と述べた。また、こうした規則作りについて、欧州と米国で連携して取り組みたいとも述べた。(※3)

(※1) <https://forbesjapan.com/articles/detail/39252>

(※2) <https://www.foxnews.com/politics/european-commission-president-twitter-trump-ban-serious-interference-with-freedom-of-expression>

(※3) <https://www.politico.eu/article/margrethe-vestager-social-media-companies-right-ban-donald-trump/>

# 【参考】 Twitterの対応に関するCEOコメント

## Twitter ジャック・ドーシーCEOのコメント

※2021/1/14の自身のtwitterアカウント(※)による投稿より抜粋、総務省による仮訳

「Twitterから@realDonaldTrumpを追放したことや、どうしてこうなったのか、私は喜びも、誇りも感じていません。このような措置を取ると警告した後、Twitter内外での身体的安全への脅威がもたらされているという信頼すべき情報に基づき、これを決定しました。これは正しかったのでしょうか?」

「これはTwitterにとっては正しい判断だったと思います。私達は異常で手に負えないような状況に直面し、全ての行動を公共安全に焦点を当てなくてはなりませんでした。オンラインでの言論に基づく、オフラインでの被害は明らかに現実のものになっていて、私達のポリシーの適用を後押ししました」

「とは言え、アカウントを追放する事は大きな影響をもたらします。明らかに異常な事態ではありましたが、健全な会話を実現するという目標に私達は失敗したと感じています。そして私達の業務や取り巻く環境を省みるタイミングです」

「こうした行動を取ることは公の会話をたこつば化します。私達を分断します。物事の解明や贖罪、学習の可能性を制限します。そして、個人や企業が世界的な公での会話に対して大きな影響を与える危険な前例をもたらすこととなります」

「このような力に対する監視と説明責任には、Twitterのようなサービスが担っているのはインターネットという巨大な言論空間でのほんの一部に過ぎないという事実が常につきまといました。もし人々が私達のルールとその適用に同意しないのであれば、他のサービスを利用すればいいのです」

「この考え方は他の数多くの基礎的なインターネットツールが、彼らが危険だと思うものをホストしない事を先週決めた時、大きな挑戦に直面しました。私はこれが協調的に行われたとは思っていません。各企業が独自の結論に達したか、あるいは他の企業の行動に刺激されたという可能性が高いと思います」

「いまこの瞬間にはダイナミックな動きが必要かもしれませんが、長期的にはオープンなインターネットの崇高な目的と理念を破壊することになるでしょう。企業が自身を節度あるものとするためにビジネス的な決断をすることは、政府がアクセスを排除することとは異なりますが、同じようにも感じます」

「私達は皆、自分たちのポリシーとその適用の間にある矛盾を批判的に見る必要があります。私達のサービスがどのように気晴らしや危害を煽るか見極める必要があります。私達はモデレーションにもっと透明性を持たせる必要があります。これらの全ては自由で開かれたインターネットを侵害する事はないでしょう」

※ <https://twitter.com/jack>

## 6. アマゾン・グーグル・アップルによるParler(パーラー)への対応

### Parler (パーラー)

- 2018年にサービス開始した、アメリカのSNSサービス。全てのユーザーが平等に扱われることを信条としており、コンテンツモデレーションがほとんど行われていないと評価されていた。これまで知名度はほとんど無かったものの、アメリカの大統領選以降、大手SNSでアカウントを停止されたユーザーが続々と集結し、結果的にトランプ氏の支持者が情報交換や連絡を取り合うプラットフォームとなっていたとされる。

### Google・Appleの対応 (アプリストア)

- 2021年1月8日に、Parlerのモバイルアプリが、AppleとGoogleのアプリストアからそれぞれ削除された。AppleはParlerに対し、ParlerがAppStoreのガイドラインに違反しており、不快なコンテンツについての苦情を受けたため、モデレーションを改善するよう要求し、24時間の猶予を与えており、GoogleもAppleの数時間後に同様の最後通告を送っていたものの、Parlerがそれに応じなかったため、両社はアプリを削除したと報道されている(※1)。AppleとGoogleは、Parlerが同社サービスを適切にモデレーションする場合のみ、同アプリの提供を再開するとしている。

(※1) <https://www.buzzfeednews.com/article/ryanmac/apple-threatens-ban-parler>

### Amazonの対応 (クラウドサービス)

- Parlerの最高経営責任者(CEO)を務めるJohn Matze氏は、1月9日、Amazonから同氏に対し、ParlerへのAmazon Web Services(AWS)プラットフォーム(クラウドサービス)の提供を10日に打ち切るという通告があったことを明らかにした。同氏は10日、報道機関向けの声明で、暴力を煽ったり暴力をふるうと脅したりする投稿など、禁止されたコンテンツを削除すべくモデレーションの改善に取り組んでいると述べた(※2)。その後、1月11日以降、ParlerのWEBサイトにはアクセスできない状況(※3)となっていたが、その後、米国の別のホスティング事業者SkySilkを利用して2月15日に再び利用可能となった。同社はParler上のコンテンツ内容について判断しないと表明している(※4)。

(※2) <https://www.buzzfeednews.com/article/johnpaczkowski/amazon-parler-aws>

(※3) Parlerは1月11日にアカウント復活を求めAWSを提訴したが、1月21日、裁判官はこの要求 (Amazonへの仮差止命令) を拒否  
<https://gigazine.net/news/20210122-judge-rejects-parler-amazon-host/>

(※4) <https://www.itmedia.co.jp/news/articles/2102/16/news061.html>